

大分大学経済学部副学部長に関する規程

平成19年7月11日制定
平成19年経済学部規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第8条第2項及び国立大学法人大分大学学部等役職者選考規程（平成16年規程第42号）第11条第2項の規定により、経済学部（以下「本学部」という。）に置く副学部長に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学部に、学部長を補佐するため、副学部長を3人置く。

(職務)

- 第3条 副学部長（入試担当）は、主として本学部の入試に係る業務を行う。
2 副学部長（学生生活担当）は、主として本学部の学生生活に係る業務を行う。
3 副学部長（特命事項担当）は、主として学部長が委嘱した特命事項に係る業務を行う。

(選考)

- 第4条 副学部長（入試担当）は、入試委員長をもって充てる。
2 副学部長（学生生活担当）は、学生生活委員長をもって充てる。
3 副学部長（特命事項担当）は、本学部教授のうちから学部長が指名し、教授会の承認を得るものとする。

(任期)

第5条 副学部長（特命事項担当）の任期は、学部長があらかじめ指定する期間とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、副学部長に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則（平成21年経済学部規程第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和6年経済学部規程第10号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。